

○建設工事等の部分払に関する規程

平成11年 7月23日制定

(目的)

第1条 この規程は、岩見沢市の発注する建設工事及び委託業務（以下建設工事等という）に関して岩見沢市契約規則（昭和45年規則第43号）第44条に基づき部分払をすることについて必要な事項を定め、建設工事等の適正かつ円滑な執行に資することを目的とする。

(部分払の対象)

第2条 部分払の対象とする建設工事等については、次のとおりとする。

1. 契約期間90日以上180日未満の建設工事等

(部分払の回数)

第3条 部分払をする回数については、次のとおりとし、契約書に回数を記載するものとする。

- | | |
|---------------------------|------|
| 1. 契約期間90日以上180日未満の建設工事等 | 1回以内 |
| 2. 契約期間180日以上180日以上の建設工事等 | 2回以内 |

(債務負担行為等に基づく契約の特例)

第4条 第2条、第3条の規定は、債務負担行為及び継続費若しくは予算の都合（以下債務負担行為等という）により2年度以上に亘る契約を締結した場合については、各会計年度に属する契約期間に応じて、各会計年度毎に適用し、契約約款に各年度ごとの回数を記載する。ただし、この場合、契約年度に属する契約期間が90日未満のときは、第2条の規定にかかわらず、契約年度の部分払回数は1回とする。

付 則

1. この規程は、平成11年8月1日から施行する。

2. 土木部及び住宅下水道部所管に係わる建設工事及び委託業務の部分払いの回数について（昭和54年4月1日施行）は廃止する。
3. この規程の施行の日以前に土木部及び住宅下水道部所管に係わる建設工事及び委託業務の部分払いの回数についての規程に基づき締結した契約については、なお従前の例による。